

厚生労働大臣の定める施設基準等について以下の届出を行っています。

1. 入院基本料に関する事項

当院では急性期一般入院料4を届出しています。

当病棟では、1日に18人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- | | |
|-------------------|---|
| ○朝8時30分～夕方16時30分 | 看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は28人以内です。 |
| ○夕方16時30分～深夜1時00分 | 看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は60人以内です。 |
| ○深夜0時30分～朝9時00分 | 看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。 |

また、入院時食事療養(I)を届出しており、医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士が管理する食事を適時・適温で提供し、十分な栄養指導を行っています。

2. その他届出に関する事項

(基本診療料関係)

- | | | |
|-------------------|------------------------------|-----------------|
| (1) 急性期一般入院料4 | (2) 急性期看護補助体制加算25対1(補助者5割以上) | |
| (3) 感染防止対策加算2 | (4) 療養環境加算 | (5) ハイリスク妊娠管理加算 |
| (6) ハイリスク分娩管理加算 | (7) データ提出加算1 | (8) 診療録管理体制加算3 |
| (9) 救急医療管理加算 | (10) 医師事務作業補助体制加算2 | |
| (11) 医療DX推進体制整備加算 | | |

(特掲診療料関係)

- | | | |
|--|------------------------|-------------|
| (1) ハイリスク妊産婦共同管理料(I) | (2) 薬剤管理指導料 | (3) HPV核酸検出 |
| (4) 乳腺炎重症化予防・ケア指導料 | (5) 小児食物アレルギー負荷検査 | |
| (6) 麻酔管理料(I) | (7) 婦人科特定疾患治療管理料 | |
| (8) 一般不妊治療管理料 | (9) 生殖補助医療管理料2 | |
| (10) 入院ベースアップ評価料123 | (11) 外来・在宅ベースアップ評価料(I) | |
| (12) 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術
子宮附属器悪性腫瘍手術等 | | |